

周りの人にできること

励まそうとしてかけた言葉でも、
傷つけてしまうことがあります

「この程度で済んでよかったね」

励ましのつもりでも、事件を小さくとらえたり
比べたりしないようにしましょう。

「あなたがきちんと気をつけていたら」

被害者はただでさえ自分を責めがちです。悪いのは加害者です。

「いつまでも泣いていては・・・もう忘れなさい」

被害者が感情を出すことを妨げないようにしましょう。
忘れることはできません。

心に寄り添った周囲の温かさが 回復を助けます

例えば・・・

よそよそしく遠巻きに見るのではなく、

- 常に気にかけて見守っている
ことを言葉や態度で表す



個人的な興味関心で根ほり葉ほり聞くのではなく、

- ただ黙って話を何回でも聴く
- 被害前と同じ関係性の中で、
負担のない具体的な
手助けを考えてみる
- 相談窓口を紹介する（右表参照）



※時期や状況、関係性によっても感じ方は異なります

豊田市以外の相談・関係窓口

警察署

犯罪被害給付制度等の各種犯罪被害者等支援制度に関する相談

- 豊田警察署 TEL 0565-35-0110 (代表)
- 足助警察署 TEL 0565-62-0110 (代表)

愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口

愛知県の各種支援制度 [見舞金、法律相談費用・転居費用助成金等]

- 愛知県防災安全局県民安全課

TEL 052-954-7545 月～金曜日／9:00～17:15
※祝休日・年末年始を除く

検索 愛知県 犯罪被害者等支援



被害者サポートセンターあいち(あいポート)

(愛知県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)

電話相談、法律相談、カウンセリング、裁判所等への
付き添い等の各種支援

TEL 052-232-7830 月～金曜日／10:00～16:00
※祝休日・年末年始を除く

検索 被害者サポートセンター あいち



性暴力救援センター日赤なごや なごみ

被害直後から回復まで、緊急医療支援、心理支援、法的支援、
生活支援など総合的な支援をワンストップで実施

- 性犯罪・性暴力被害者支援窓口

TEL 052-835-0753 24時間365日

全国共通短縮ダイヤル #8891

検索 日赤なごや なごみ



法テラス(日本司法支援センター)

解決に役立つ情報の提供や適切な相談窓口の紹介、
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士との紹介等

- 犯罪被害者支援ダイヤル

TEL 0120-079-714 月～金曜日／9:00～21:00
土曜日／9:00～17:00
※祝休日・年末年始を除く

検索 法テラス 犯罪被害者支援



愛知県弁護士会

- 犯罪被害者相談(電話相談のみ無料)

TEL 052-571-5100 毎週金曜日／13:00～16:00
※祝休日を除く

- 被害者支援案内(被害者支援弁護士派遣制度)

TEL 052-203-1651 (代表) 月～金曜日／
9:00～17:00
※祝休日・年末年始を除く

検索 愛知県弁護士会 犯罪被害者支援



あなたや、あなたの大切な人が
犯罪被害にあってしまったら・・・

犯罪被害者等 支援



ある日突然、思いもよらないかたちで、
誰かの大切な日常が奪われてしまうことがあります。
誰もが、その当事者になる可能性があります。

豊田市では、犯罪の被害にあわれた方や、
そのご家族・ご遺族の心に寄り添い、地域全体で支え合うために
「豊田市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。
誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、
一歩ずつ、取り組んでいきましょう。

豊田市犯罪被害者等支援 総合的対応窓口

(豊田市役所交通安全防犯課内)

TEL 0565-34-6859 (専用ダイヤル)

FAX 0565-32-3794

月～金曜日／8:30～17:15 ※祝休日・年末年始を除く

E-mail bouhan@city.toyota.aichi.jp



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョウとちゃん」



ホームページ

犯罪被害にあうと どのような状況に なるのでしょうか

心身の不調

- ・何も考えられない、眠れない…
- ・後遺症に苦しめられる

生活上や 経済上の問題

- ・仕事や学校に行けない
- ・転居が必要になる
- ・家事や育児への支障
- ・治療のための医療費負担

捜査や裁判に 伴う負担

- ・捜査協力などの負担
- ・弁護士費用などの経済的負担

周囲の人の 言動による傷つき (二次被害)

- ・周囲の理解又は配慮に欠ける言動
- ・SNS、インターネット等による誹謗中傷
- ・報道機関による過剰な取材など

再被害への不安

- ・加害者からの報復など、危害が加えられるのではという不安や恐怖

被害にあった方の気持ち

プライバシーなどへの
気配りをしてほしい

どうしたらいいのかわからない

家事や買い物の
手伝いをしてほしい

話し相手にな
ってほしい

など…

条例に基づく支援事業

見舞金

	給付額	対象
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者
精神療養見舞金	2万5千円	特定の犯罪行為*によって、精神疾患(療養の期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者 ※殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買(いずれも未遂を含む)

対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、豊田市内に住所を有していた犯罪被害者またはご遺族

※事実上の婚姻関係、事実上の養子縁組関係、ファミリーシップの関係にある方を含む ※令和7年4月1日以降に発生した犯罪について適用します。
※その他、必要な要件がありますので、制度の詳細・申請については、犯罪被害者等支援総合的対応窓口までお問合せください。

相談対応、情報の提供等

総合的対応窓口では、お困りごとをお聴きし、市が提供する保健医療サービス・福祉サービスや、愛知県や民間支援団体等による支援におつなぎします。お電話でのご相談のほか、窓口で直接ご相談いただくこともできます。

その他の主な取組

- 心身に受けた被害の回復又は軽減
- 生活再建の支援
- 人材の育成
- 広報及び啓発

※豊田市は、豊田警察署、足助警察署及び公益社団法人被害者サポートセンターあいちとの間で「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結しており、市民の皆様が安全・安心に暮らしていただけるための支援体制の充実に取り組んでいます。

豊田市犯罪被害者等支援条例(概要)

令和7年4月1日施行

基本理念

犯罪被害者等*が個人としての尊厳を重んぜられ、ふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提とすること

犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること

犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること

市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと

※犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族

市の責務

市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、実施する。

市民・事業者の責務

市民・事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努める。

事業者は、雇用する犯罪被害者等の就労・勤務に十分配慮するよう努める。

市民・事業者は、市等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。